

受益と負担の公正性確保

八 尾 市

平成12年4月1日から地方分権一括法が施行され、地方分権が実践の段階に入り、地方自治体が自己決定、自己責任を果たすことが求められております。

一方、財政状況は社会経済情勢の変化に伴い厳しさを増すとともに、市民ニーズは益々多様化しており、そうした状況下で、限られた財源を有効に活用するためには、これまで税等一般財源で賄ってきた行政サービスについても、受益と負担のあり方を見直し、特定の者が便益を受けているかどうか、あるいは、負担を求める場合の基準や負担額の設定根拠を明確にし、市民等の負担者に対する説明責任を果たす必要があります。

そこで、受益と負担の関係を見直していくにあたっては、以下に掲げる視点に基づき、具体的な基準を示していくことといたします。

受益と負担の見直しの視点

受益と負担の関係を見直していく視点としては、税から料へと発想を転換させる必要があります。つまり、料金として徴収することにより、市民の側に、負担しているという意識が高まり、サービス提供の効率化への圧力が増大し、サービスにかかる情報公開請求も活発化し、市政の効率化に結びつくと考えられます。

そこで、具体的には、次に掲げる視点から受益と負担の関係を見直していきます。

どういった場合に負担を求めるのか。

どの範囲まで受益者に負担を求めるのか。

コストの変化に柔軟に対応するにはどうしたらよいのか。

具体的内容

1 負担を求める場合の基準

受益者が特定でき、市民にとって必需的なサービスについて

受益者を特定できるサービスについては、原則的には受益者に負担を求めるべきですが、必需的なサービスは市民生活に欠かせないサービスであり、ほぼ市民全体に受益があるので、税でまかなうべきであります。しかし、個人により利用量・頻度が異なるサービスや、恒常的に必需とならないサービス及び質の管理が必要なサービスについては、公平性を確保するために、利用量・頻度・サービスの水準に応じた負担を求めるべきと考えます。

受益者が特定でき、市民の側で選択可能なサービスについて

受益者を特定できるサービスについては、原則的に受益者に負担を

求めるべきであります。また、選択的サービスは、より快適性を求めるサービスであり、個人によって必要性が異なるため、税でまかなわず、受益者に負担を求めるべきであります。また、事業活動のために供給されるサービスについても、税でまかなわず、受益者に負担を求めるべきであります。

受益者が特定することが困難なサービスについて

受益者が特定することが困難なサービスについては、受益者を特定して費用を回収するために多大なコストがかかり、効率的なサービス供給ができないため、税でまかなうべきであります。

したがって、以上の分類から下記の基準のいずれかに該当するときは、受益者負担を求める必要があります。

- 基準 1** 個人により利用量・頻度が異なるサービス
- 基準 2** 恒常的に必要とならないサービス
- 基準 3** 質の管理が必要なサービス
- 基準 4** 受益者が選択できるサービス
- 基準 5** 事業活動に給するサービス

ただし、社会保障的なサービスについて負担を求める場合には、受益者負担額を慎重に定める必要があります。

2 受益者負担を求める場合の積算金額は、次に掲げる項目ごとに積算して下さい。ただし、法律、政令等に定めのある受益者負担については、当該法律、政令等に準拠し積算して下さい。

(1) 人件費

主に、サービスの内容が人的提供である場合

一人当りの年間平均給与総額を基礎に、1時間あたりの単価を算出し、それを基に1分当たり等の金額を算定し、その金額とそれに要した時間を乗じて算定する。

(例)

$$85 \text{ 円 / 分} \times \text{所要時間 (分)}$$

注) 85円/分は、平成12年度当初予算書の一般職給与費明細から算出。

なお、1時間当たりの単価は、5,126円

(2) 維持管理費

施設管理経費のうち、人件費を受益者負担として求める場合には、(1)に掲げる算出方法に基づき算定する。

人件費以外の施設維持に係る経費を受益者負担として求める場合には、光熱水費、修繕料、委託料等の経費を受益者負担とする。

積算にあたっては、次に掲げる算出を基礎とする。

受益者負担 = 人件費を除く維持管理費 / 年間利用者数 (見込)

なお、最終的な受益者負担の算定にあたっては、近隣の類似施設との比較や市民利用と他市民利用で格差を設けることを検討すること。

(3) 実費

サービスを提供する際の物的材料については、受益者負担とする。

(4) その他

上記(1)から(3)により難しい場合には、個々の受益者負担の積算方法に基づき算出すること。

3 受益者負担の定期的な見直し

社会経済情勢を勘案し、おおむね3年から5年に1回見直しをする。

但し、従前より上記に掲げる年数以外で定期的に見直している場合(下水道使用料、道路占用料、保育料など)には、それぞれの見直し時期による。

4 減免制度

基本的には、受益者に負担を求める観点から、減免は認めない。

但し、法律、政令、条例、規則等で減免を規定している場合であっても、社会経済情勢や時代の変化に伴い、減免を規定した当時と状況が変化してきており、不断に見直しに努めることが必要である。場合によっては、減免を廃止し、受益者負担を求めること。

なお、例外的に、減免する必要がある場合には、次に掲げる基準とする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)により生活扶助を受けている者
- (2) 生活保護基準表に示す本市の統一基準の金額以内の者

受益者負担見直しのスケジュール

現行の受益者負担金の各課照会（受益者負担の項目、積算根拠、改定時期など）

原課の金額等に対する財政課の見解

見直し案の作成

見直し案に対する意思決定

（庁議 or 仮称受益者負担金検討委員会 or 行財政改革推進本部）

受益者負担調査表

所属名： _____

現在、受益者負担を求めているもの

1	受益者負担の 名称						
2	歳入科目	款		項		目	
		節			細節		
3	金額（単価）						
4	積算方法						
5	改定経過						
6	平成 11 年度 決算額（円）						
7	改定する場合の 積算方法						

注) 受益者負担の名称の欄には、分担金・負担金、使用料・手数料等で徴収しているものについて、一つの名称ごとに一枚として記入して下さい。なお、分担金・負担金、使用料・手数料以外で受益者負担として徴収している項目（例えば、雑入で徴収している場合）についても記入して下さい。

歳入科目の欄には、予算の歳入科目を記入して下さい。

金額（単価）の欄には、1件あたりの金額を記入して下さい。なお、金額が複数ある場合には、別紙で提出して頂いても結構です。

積算方法の欄には、上記3で記入した金額の積算根拠をできるだけ具体的に記入して下さい。

改定経過の欄には、前々回及び前回の改定年月及び金額（単価）を記入して下さい。

改定する場合の積算方法の欄には、改定を検討している場合には、受益者負担の基準で示している積算方法に基づき算定して下さい。

受益者負担調査表

所属名： _____

現在、受益者負担を求めているもの

1	受益者負担を 求める場合の 名称	
2	金額（単価）	
3	積算方法	
4	受益者負担を 求める理由	

- 注) この調査表は、現在受益者負担を求めている行政サービスであるが、受益者を特定でき受益者負担を求める場合の基準 1 から基準 5 のいずれかに該当すると考えら、受益者負担を求めることが相当と思われる行政サービスがある場合に記入して下さい。
- 受益者負担を求める場合の名称の欄には、できるだけ具体的な名称を記入して下さい。
- 金額（単価）の欄には、1 件あたりの金額を記入して下さい。なお、金額が複数ある場合には、別紙で提出して頂いても結構です。
- 積算方法の欄には、上記 2 で記入した金額の積算根拠をできるだけ具体的に記入して下さい。
- 受益者負担を求める理由を、受益者が特定できる場合の基準として示している基準 1 から基準 5 に沿ってできるだけ具体的に記入して下さい。